

議案第17号

北名古屋市消防団条例の一部改正について

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地域防災力を強化するために、消防団員の定員を増員するとともに、消防団員の報酬の引上げによる処遇の改善をすることにより、消防団組織の充実及び安定化を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第4条中「170人」を「190人」に改める。

別表第1中「

団長	年額 120,000円
副団長	年額 97,000円
分団長	年額 75,000円
副分団長	年額 60,000円
部長	年額 53,000円

」を

「

団長	年額 216,000円
副団長	年額 150,000円
分団長	年額 96,000円
副分団長	年額 78,000円
部長	年額 60,000円

」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。